

事 務 連 絡
令和2年 10 月 23 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る留意事項について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について」(令和2年9月15日閣議決定)が決定され、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種について、迅速に多くの国民への接種を目指す趣旨から、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」(令和2年10月23日付け健発1023第4号厚生労働省健康局長通知)及び「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施要領について」(令和2年10月23日付け健健発1023第4号厚生労働省健康局健康課長通知)により、新型コロナウイルスワクチンの迅速な接種を行うための準備事業の実施についてお知らせしたところです。

今後同事業の補助金交付要綱等の策定を予定していますが、さしあたり、現段階において留意すべき事柄について下記のとおり御連絡いたします。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

記

1 国の予算

令和2年9月15日、政府は「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について」を閣議決定したこと。

今回の予備費については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を実施するために必要な経費 16,997,746 千円を計上していること。

2 各地方公共団体における準備及び予算の早期成立

各地方公共団体においては、新型コロナウイルスワクチンの接種を可能な限り迅速かつ的確に実施する趣旨から、直ちに、実施組織を設置し、当初予算で計上されている既定の予算も活用し、システム改修や印刷・郵送等の準備に着手していただきたいこと。

また、交付要綱等の策定期間にかかわらず、各地方公共団体の補正予算等の早期の編成・成立等に向けて、手続を進めていただきたい。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、国庫補助事業として実施することから、市町村及び都道府県において、適切な方法で区分経理を行い、歳入歳出を処理すること。

3 その他

別添のとおり、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を実施するにあたり現時点で配慮する事項等をお示しするので、参考にされたい。

また、本事務連絡以外の事項については、今後、申請者や各地方公共団体の事務負担を考慮して、できる限り簡素な仕組みとなるよう留意しつつ検討を進め、固まり次第、順次連絡させていただく。